

第4回智頭町議会定例会会議録

平成29年12月8日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第111号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第8号）
- 第 5. 議案第112号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6. 議案第113号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 7. 議案第114号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）
- 第 8. 議案第115号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正について
- 第 9. 議案第116号 国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第10. 議案第117号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第11. 議案第118号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第12. 議案第119号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第13. 議案第120号 八頭環境施設組合の解散について
- 第14. 議案第121号 八頭環境施設組合の解散に伴う財産処分について
- 第15. 議案第122号 八頭郡就学指導推進協議会規約の変更について
- 第16. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告

- 第 4. 議案第 1 1 1 号 平成 2 9 年度智頭町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 第 5. 議案第 1 1 2 号 平成 2 9 年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 6. 議案第 1 1 3 号 平成 2 9 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 7. 議案第 1 1 4 号 平成 2 9 年度智頭町病院事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8. 議案第 1 1 5 号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正について
- 第 9. 議案第 1 1 6 号 国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 1 0. 議案第 1 1 7 号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 1 1. 議案第 1 1 8 号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 1 2. 議案第 1 1 9 号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第 1 3. 議案第 1 2 0 号 八頭環境施設組合の解散について
- 第 1 4. 議案第 1 2 1 号 八頭環境施設組合の解散に伴う財産処分について
- 第 1 5. 議案第 1 2 2 号 八頭郡就学指導推進協議会規約の変更について
- 第 1 6. 陳情について

1. 会議に出席した議員 (1 2 名)

1 番 都 橋 一 仁	2 番 安 道 泰 治
3 番 國 本 誠 一	4 番 河 村 仁 志
5 番 大河原 昭 洋	6 番 高 橋 達 也
7 番 岩 本 富美男	8 番 中 野 ゆかり
9 番 岸 本 眞一郎	1 0 番 酒 本 敏 興
1 1 番 大 藤 克 紀	1 2 番 谷 口 雅 人

1. 会議に欠席した議員 (0 名)

1. 会議に出席した説明員 (1 6 名)

町	長	寺 谷 誠一郎
副 町	長	金 児 英 夫
教 育	長	長 石 彰 祐
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	矢 部 整
総 務 課 参 事		柴 田 睦 子
企 画 課	長	酒 本 和 昌
税 務 住 民 課	長	江 口 礼 子
教 育 課	長	國 岡 厚 志
地 域 整 備 課	長	矢 部 久美子
山 村 再 生 課	長	山 本 進
地 籍 調 査 課	長	岡 田 光 弘
福 祉 課	長	小 谷 いず美
会 計 課	長	國 政 昭 子
税務住民課参事兼水道課長		藤 森 啓 次
病 院 事 務 次 長		寺 谷 和 幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事 務 局 長	寺 坂 英 之
書 記	河 村 恵 太 郎

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回智頭町議会定例会を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、安道泰治議員、3番、國本誠一議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの8日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成29年11月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、お手元に配付のとおり、議員派遣及び委員派遣の結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

今期定例会の説明員につきましては、12月1日付をもって、町長並びに教育長に出席の要求をしております。

次に、前臨時会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどごらんいただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第111号から日程第15．議案第122号まで 12案

一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第111号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第8号）から、日程第15、議案第122号 八頭郡就学指導推進協議会規約の変更についてまでの12議案を一括して議題とします。

なお、本日は議案に対する質疑のみとします。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに、第4回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第111号から議案第113号までは、補正予算についてです。

議案第111号 平成29年度智頭町一般会計補正予算について、主なものを説明します。

総務費の一般管理費では、本年度期限を迎える7施設について、来年度からの指定管理者を選定する委員会委員報酬を、財産管理費では、旧那岐小学校玄関の修理を、また、旧小学校施設の光熱水費の増額を、まちづくり推進費の移住定住促進事業では、空き家再生住宅の修繕に要する経費を、地域情報化推進事業では、光ケーブルの新設等に要する手数料の増額を、それぞれ措置しています。

地域活性化推進費の日本1/0村おこし運動では、本年度で10年の補助期間が満了する地区振興協議会に記念品を贈呈する経費を、空き校舎利活用推進事業では、いざなぎ振興協議会のテレワーク関連企業施設整備を支援するための補助金を措置しています。

民生費の社会福祉総務費では、国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額を、障害者福祉費では、障害者給付費の増額を、老人福祉費では、介護保険事業特別会計繰出金の増額を、また、社会福祉施設費の隣保館運営費では、臨時職員の雇用期間延長に伴う賃金などを、それぞれ措置しています。

子育て支援推進費では、森のようちえん支援事業補助金及び森のようちえん保育料軽減事業補助金の増額を、保育園費のうち保育園事務費では電気代などの増額を、それぞれ措置しています。

生活保護総務費の子どもの居場所づくり推進事業では、子ども食堂に使用する旧諏訪保育園事務室床修繕を、生活保護扶助費では扶助費の増額を、それぞれ措置しています。

衛生費の環境衛生費では、智頭火葬場の場内水路整備などに要する経費を、母子衛生費では特定不妊治療助成費の増額を、保健センター管理費では漏水調査に要する経費を、それぞれ措置しています。

農林水産業費の農業振興費では、農業団地センター施設修繕に伴う負担金を、地域農業振興プラン支援事業では、アスパラガス生産用施設整備を支援する経費を、それぞれ措置しています。

林業振興費の森林・林業情報発信事業では、子育て世代の木育を推進するため、木育キャラバンを昨年度に続いて開催する経費を措置しています。

商工費の観光費では、総合案内所トイレの修繕に要する経費を措置しています。

土木費の土木総務費では、民間の特定建築物バリアフリー化を促進するため、福祉のまちづくり推進事業補助金を、道路維持費の道路維持事業では、台風被害による道路施設の修繕を、除雪事業では、除雪ドーザの消耗品及び修繕料の増額を、それぞれ措置しています。

消防費の防災費では、相次ぐ台風接近に伴う警戒配備などによる時間外勤務手当などの増加に対応するため、所要見込み額を措置しています。

教育費の社会教育総務費の遺跡発掘事業では、郷土資料の展示に係る経費を、地区公民館費では、山郷地区公民館事務室の照明器具修繕に要する経費を、文化財整備活用費の石谷邸保存活用事業では、台風21号による池の泥水流入に伴い復旧に要する経費を、それぞれ措置しています。

保健体育総務費では、八頭郡学童軟式野球協会負担金を、体育施設費では、台風21号により智頭温水プール玄関屋根及び総合運動場管理棟屋根が破損したため、これの修繕に要する経費を、それぞれ措置しています。

災害復旧費の林道施設災害復旧費では、台風18号による林道牛臥線の災害復旧工事について、工法の変更が必要になったことに伴う事業費の増額を措置しています。

その他、扶養手当、住居手当など、職員手当の調整を行うとともに、共済費の調整を行っております。

以上、今回の一般会計補正予算額は、7,130万円であり、補正後の予算総

額は、62億1,696万8,000円となります。

議案第112号 智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算は、臨時職員通勤手当の増額のほか、国保連合会負担金の増額を措置しています。

議案第113号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算は、介護保険システムの改修に要する経費のほか、介護予防サービス費等給付費の増額を、また、保険料還付金の増額を、それぞれ措置しています。

議案第114号 智頭町病院事業会計補正予算は、平成30年4月に歯科を開設するため、所要の経費を措置しています。

次に、条例案件ほかについて説明します。

議案第115号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正、及び議案第116号 国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正、並びに議案第117号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、いずれもよりよいサービスを安定的に提供するとともに、継続的な維持管理を行うため、これまで3年間としていた指定管理期間を5年間に変更するものです。

議案第118号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、新規加入者で事業を営む者の加入金に係る規定を追加するものです。

議案第119号 智頭町下水道条例の一部改正につきましても、新規加入者で事業を営む者の加入者に係る規定を追加するものです。

議案第120号 八頭環境施設組合の解散につきましては、平成30年1月31日をもって同組合を解散することに係る協議について、本議会の議決を求めるものです。

議案第121号 八頭環境施設組合の解散に伴う財産処分につきましては、同組合の解散に伴い、全ての財産を鳥取市に帰属させることに係る協議について、本議会の議決を求めるものです。

議案第122号 八頭郡就学指導推進協議会規約の変更につきましては、同協議会規約の名称及び一部を変更することについて、本議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

願いたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

これから日程第4、議案第111号から、日程第15、議案第122号までの12議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

また、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

日程第4、議案第111号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

矢部総務課長。

○総務課長（矢部 整） そういたしましたら、補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第111号 平成29年度智頭町一般会計補正予算（第8号）でございます。

歳入歳出の総額に7,130万円を追加し、それぞれ62億1,696万8,000円とするものでございます。

まず、歳出についてですが、別に配付しております平成29年度12月補正予算概要と、この補正予算書により説明させていただきます。なお、町長の提案理由と重複した説明になる場合がございますが、ご了承いただきたいと思います。

それでは、議案1ページ、補正予算書では12ページになります。

議会費です。住居手当及び共済費の調整をしております。なお、共済費の調整につきましては、標準報酬月額の時改定に伴うものでありまして、議会費のほか各費目につきましても、共通して行っております。

同じく予算書の12ページからは総務費ですが、まず、一般管理費につきましては、本年度期限を迎える7施設について、来年度からの指定管理者を選定する委員会委員報酬及び備品購入費の増額を、財政管理費では、旧那岐小学校玄関の雨漏り修繕及び旧小学校施設の電気代水道料の増に伴う光熱水費の増額を、まちづくり推進費の移住定住促進事業では、空き家再生住宅の水道設備補修及び屋根の修繕を、地域情報化推進事業では、郵便料の増加に伴う通信運搬費の増額のほ

か、光ケーブルの新設等に係る手数料の増額を、また、サーバー機器のハウジング費用の増額を、それぞれ措置しております。

交通安全対策費の交通安全対策事業では、第3回定例会において交通事故のない、安全安心なまちづくり宣言が可決されたことに伴い、これを啓発するための懸垂幕購入経費を、地域活性化推進費の日本1/0村おこし運動では、本年度で10年の補助期間が満了する地区振興協議会に記念品を贈呈する経費を、また、活動発表会のアドバイザー謝金の増額を、空き校舎等利活用推進事業では、いざなぎ振興協議会のテレワーク関連企業施設整備を支援するため、空き校舎等利活用実践事業費補助金を、それぞれ措置しております。

予算書13ページになりますが、戸籍住民基本台帳費では、共済費の調整をしております。統計調査費の各調査費につきましては、調査委託料の決定に伴い、それぞれの事業費の調整を行っております。

民生費の社会福祉総務費では、共済費の調整のほか、国民健康保険事業特別会計での臨時職員通勤手当及び国保連合会負担金の増に伴い、繰出金の増額を措置しております。

予算書14ページになります。

国民年金費は、住居手当の調整であり、障害者福祉費では、障害者居宅介護給付費などの増加に伴いまして給付費の増額を、同じく障害者福祉費の地域生活支援事業では、制度改正に伴う支援システム改修委託料を、老人福祉費の介護保険特別会計繰出金につきましては、給付費の増などに伴い繰出金の増額を、それぞれ措置しております。

社会福祉施設費の隣保館運営費では、11月1日付の人事異動に伴い臨時職員の雇用期間延長に係る賃金等を措置しております。

概要は2ページとなります。予算書は14ページです。

子育て支援推進費、子育て支援事務では共済費の調整であり、子育て支援センターでは施設管理用消耗品の増額を、森のようちえん事業では、園児数の増に伴う森のようちえん支援事業補助金及び森のようちえん保育料軽減事業補助金の増額を、それぞれ措置しております。

予算書14ページから15ページにかけてになります。

保育園費、保育園事務費では修繕料の増額を、ちづ保育園事務費では、扶養手当など職員手当の調整を行うとともに、光熱水費の増額及び通信運搬費の増額を、

また、警備業務委託料を、それぞれ措置しております。

予算書は15ページになります。

生活保護総務費は、共済費の調整であり、子どもの居場所づくり推進事業では、子ども食堂に使用する旧諏訪保育園事務室の床修繕に要する経費を、生活保護扶助費では、医療扶助の増加に伴う扶助費の増額を、それぞれ措置しております。

衛生費の保健衛生総務費は、共済費の調整であり、自死対策事業では、県補助金交付による財源更正を行っております。

環境衛生費の火葬場管理事業では、消耗品の増額のほか、智頭火葬場の場内水路及び事務所ひさしの整備に要する経費を、母子衛生費では特定不妊治療助成費の増額を、保健師設置費では共済費の調整を、保健センター管理費では漏水調査委託料を、それぞれ措置しております。

予算書は16ページになります。

農林水産業費、農業総務費は共済費の調整であります。農業振興費では、農業団地センターの防火シャッターの修繕に伴う負担金を、地域農業振興プラン支援事業では、アスパラガス生産用施設整備を支援する補助金を、それぞれ措置しております。

地籍調査費は、扶養手当及び共済費の調整であります。

林業振興費の林業事業体等支援事業では、地域おこし協力隊事業費の組みかえを行うとともに、備品購入費の増額を行っております。

概要は3ページとなります。予算書は16ページです。

林業振興費の森林・林業情報発信事業では、子育て世代の木育を推進するため、木育キャラバンを昨年度に続いて開催する経費を措置しております。

予算書は17ページになります。

商工費、観光費の観光事業では、地域おこし協力隊事業費の組みかえを行うとともに、講習会参加負担金の増額を行っております。観光施設管理事業では、総合案内所トイレの修繕に要する経費を措置しております。

土木費の土木総務費では、臨時職員賃金の増額を行うとともに、道路整備促進鳥取中央協議会負担金を、震災に強いまちづくり推進事業では、民間の特定建築物バリアフリー化を促進するため、福祉のまちづくり推進事業補助金を、それぞれ措置しております。

道路維持費の道路維持事業では、台風被災による道路施設の修繕料、除雪事業

では、除雪ドーザに係る消耗品及び修繕料の増額を、それぞれ措置しています。

道路新設改良費の社会資本整備総合交付金事業では、消耗品を減額し、時間外勤務手当を増額しております。

予算書は18ページになります。

消防費、非常備消防費では、支給実績に応じて消防団員の報酬を調整しております。防災費では、相次ぐ台風接近に伴う警戒配備などによる、時間外勤務手当の増額に対応するため、所要見込み額を措置しております。

教育費の事務局費は、共済費の調整であります。マイクロバス管理費では、運行に係る臨時職員賃金の増額を、スクールソーシャルワーカー活用事業では、事業費の組みかえを行っております。

社会教育総務費の社会教育事務費は、共済費の調整であります。遺跡発掘事業では、故綾木長之助氏の偉業を郷土資料として展示することに伴う、消耗品の増額を措置しております。中央公民館費の中央公民館事務費は、共済費の調整であります。中央公民館管理事業では、光熱水費の増額措置しております。

予算書は19ページになります。

地区公民館費では、山郷地区公民館事務室の照明器具修繕に要する経費を、文化財整備活用費の石谷邸保存活用整備事業では、地域おこし協力隊事業費の組みかえを行うとともに、資格取得負担金の増額を行っております。

概要は4ページとなります。予算書は19ページのままです。

保健体育総務費の体育振興費では、八頭郡学童軟式野球協会の負担金を、体育施設費の体育施設管理費では、台風21号の暴風により智頭温水プール玄関屋根及び総合運動場管理棟屋根が破損したため、これの修繕に要する経費を、それぞれ措置しております。

予算書20ページになります。

災害復旧費の林道施設災害復旧費では、台風18号による林道牛臥線の災害復旧工事について、工法の変更が必要となったことに伴う事業費の増額を措置しております。

以上、合計7,130万円の増額補正となっております。財源としましては、予算書2ページのとおり、分担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、議会費から農林水産業費、商工費から災害復旧費の3区分に分けて行います。

まず、歳出の議会費から農林水産業費の質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 12ページの空き校舎等利活用事業、これがテレワークということなのですが、これは具体的に事業内容はどのようなものでしょうか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） このテレワーク事業なんですけども、本来テレワークとは情報通信技術を使って、働き場所とかを限定しないような働き方をすることによって定義をされています。本来ですと、都市部の企業の方が地方都市、智頭町のようなところへ来て、仕事をできる場所の確保というようなことを行うんですけども、それだけではなく、智頭町において智頭町らしいテレワークを推進するに当たり、都内にある某クラウド会計ソフト会社が智頭町でやりたいというような意向がありまして、現地を紹介したところ那岐小学校がいいということでしたので、そこでそういった事業を、そういった仕事を受けられる体制を、ここで環境を整備しまして、例えば農林業従事者の方は冬期間とか、なかなか仕事ができまので、そういったすき間の仕事を提供することによって、所得を増加させようというのが目的でございます。そのための環境整備を今回行うこととしております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） テレワークシステムといたら、在宅で仕事ができるというようなものが一般的なんですけど、これは民間事業者がそういう環境を整えるために、この事業をするというような理解、そういうことでよろしいんですか。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 民間が、この那岐小学校を使ってやる際に、施設、環境の整備を町が行うことによって、そこに入っていくという事業になっています。

- 議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） 基本的には個人個人が、例えば移住者の方が自分の移住先で半農半Xで半分は農業をして、半分はこういうテレワークを利用して仕事をするというような形だと思うんです。それを空き校舎利活用でそこを使うということは、そういう仕事をする人がそこに行って、このテレワークの仕事を活用して仕事をするのか、この進出した企業がやるのか、そこら辺はどうなんですか。
- 議長（谷口雅人） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） 進出する企業といたしますか、企業の一部業務をここで行うというイメージです。ですので、在宅でするので、この那岐小学校の空き教室を使って、そのすき間ワークをできるような体制を整備するものであり、企業が来るものではなく、その業務の一部を担うというふうに認識していただければと思います。
- 議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） なかなかちょっと理解しにくいんですが、本来はそういうテレワークを活用して、在宅で仕事ができるんだけど、今回は那岐小学校を利用して、例えば移住者の方がそういう仕事をしたければ、そこに行って仕事をするというような形になるのか、今、言ったように在宅で仕事ができるような支援をするのか、ちょっとまだはつきりわからなかったんですけど、そこら辺はどうですか。
- 議長（谷口雅人） 酒本企画課長。
- 企画課長（酒本和昌） 在宅ではなく、旧小学校を使ってやるということです。在宅、テレワークというのは、在宅でやるという定義と色々な広範囲の定義がありまして、テレワークという言葉ではなかなか説明が難しいんですけども、本事業においては那岐小学校の空き教室を使って、そこで雇用の場をつくるというふうに認識していただければと思います。
- 議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
- 9番、岸本議員。
- 9番（岸本眞一郎） 保育園費の光熱費がふえているという話でしたが、現在エコキュートが低周波の関係で、深夜電力が使えていないという状況があるように聞いているんですが、今回のこの光熱水費の増というのは、その要因が含まれているということでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 予算書の14ページの保育園費の需用費でございます。これは、ちづ保育園事務費でございまして、先ほどの光熱費につきましては、電気代の実績に基づく増でございます。電気代につきましては、当初予算で諏訪保育園とあたご保育園の、旧保育園の実績に基づいて予算化をしていたもので、今回オール電化になったこともございまして、この電気代の実績に基づく増としております。

岸本議員がおっしゃいましたエコキュートが夜間をとまって、昼間のみということは、今現在も続いておりますが、エコキュートで深夜電力を使う電気代の割引部分につきましては、月額にしても数千円から1万幾らというものでございまして、その影響による増のものではございません。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 16ページの農林振興費で、木育キャラバンを開催ということですが、いつ、どこで、どのようなことを計画されているのか、お聞かせください。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 昨年度の経緯含めて説明させていただきます。昨年度末の3月に、智頭農林高等学校でウッドスタート宣言を行い、その一環としてほのぼののひだまりホールで、木育キャラバンを実施したところでございます。木製のおもちゃをたくさんそろえまして、200名の親子で1日楽しく過ごしていただいたということでございます。非常に大好評だったということ踏まえて、また、今年度も3月に開催できればと思っております。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、商工費から災害復旧費の質疑を行います。

ご質疑はありますか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 17ページです。福祉のまちづくり推進事業費補助金で

す。これが民間の特定建物という、町長の提案理由でも説明があったんですが、具体的にどのような建物が対象になるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 矢部地域整備課長。

○地域整備課長（矢部久美子） お尋ねの特定建築物というものは、不特定多数の方が出入りされる建物になります。この補助金の対象になる、その特定建築物につきましては、例えば学校ですとか病院が含まれるんですが、これはあくまで民間に対する補助ということでございますので、智頭町内ですと、例えば診療所とかになるかと思えます。

あとは、映画館、集会所、デパート、マーケット、あと一般の商工事業者が行っている商店というようなものが該当になります。あと、理髪店とかもそうです。以上です。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 今回この補正が上がってきたということは、その対象になる事業者が想定されるからということなんですか。それとも、あくまでも予算取りというような形なんのでしょうか。そこら辺どうですか。

○議長（谷口雅人） 矢部地域整備課長。

○地域整備課長（矢部久美子） 事業者のほうから声が上がったものではなくて、これは実は県のほうで、同じ福祉のまちづくり推進事業という枠組みがございます。これについて町のほうでも要綱を整備して、町の要綱があるものについて、県の補助が受けられるということですので、その県の補助金の受け皿を用意したという形になります。本年8月31日に、要綱を交付いたしまして、ホームページのほうでもご紹介させていただいております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、再度一般会計全般にわたっての質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 19ページの体育振興費の、八頭郡学童軟式野球協会の負担金の増とあるんですが、これは従来も出していたけど、今回また負担の増になったのか、改めて新規にこういう協会に出すことにしたのか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） この負担金につきましては、昨年もお出ししておりまして、当初予算で予算化をしてなかったものを、今回新たに補正をさせていただいております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから日程第5、議案第112号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書24ページをごらんください。

議案第112号 平成29年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を、それぞれ10億9,168万2,000円とするものです。

歳出につきましては、30ページをごらんください。

提案理由でも説明のあったとおり、主に臨時職員通勤手当の増額のほか、国保連合会負担金の増額を措置しております。

財源につきましては、29ページをごらんください。主に、一般会計繰入金で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから日程第6、議案第113号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 補正予算書31ページをごらんください。

議案第113号 平成29年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）です。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ544万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億2,147万7,000円とするものです。

歳出につきましては、38ページをごらんください。

介護保険システム改修に要する経費のほか、介護予防サービス事業費給付費の増額と、保険料還付金の増額を、それぞれ措置しております。

財源につきましては、36ページをごらんください。

主に国庫支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金等で措置しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 38ページの歳出の、介護予防サービスの給付費がふえているんですが、具体的にこれは介護予防、どのようなサービスがふえたんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 介護予防サービスにつきましては、今年度要支援1、2となられた方につきましては、介護予防のサービスの分で、ヘルパー事業あるいはデイサービス事業につきましては、また費目が介護予防の事業と異なっております、例年並みの予算を組んでおりましたが、今年度サービス事業者のほうの増に伴いまして給付費がふえているというふうなことで、措置させていただいております。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから日程第7、議案第114号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 議案第114号 平成29年度智頭町病院事業会計補正予算（第2号）。

これにつきましては、平成30年4月に歯科医師の招聘が可能となりましたので、地域包括システムの一役を担う訪問歯科を行うため、歯科を開設するものです。

予算書の10ページをごらんください。

収益支出で、病院事業費に材料費の診療材料費と医療用消耗備品費を、それぞれ予算措置しております。

それから、11ページのほうの資本的収入及び支出におきましては、企業債によりまして診察室の改修経費、診察台、レントゲン機器、レセプトコンピュータ、吸引装置などの所要の経費を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、高橋議員。

○6番（高橋達也） 今の病院のどのあたりにできるのかということが1つ、それから、毎日これは診療ができるんですか。

以上です。

○議長（谷口雅人） 寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 歯科の場所についてですけども、今現在は整形とか眼科とかがある側の、今、地域医療連携室というところがあるんですけども、そこに歯科を開設しようと考えております。

この歯科は、外来診療は週1回程度と考えております。在宅患者の治療を主に行って、入院患者、老健の入所者、心和苑の入所者の治療及び指導も行っていきたいというふうに。ですので、今現在町内にある歯科医院さんのほうみたいな、外来診療を行う予定は考えておりません。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

1番、都橋議員。

○1番（都橋一仁） その歯科に関してまず知らせていただきたいのが、決定プロセス、あと、人となりと事業計画、その方の智頭への思い。あと、その方が専門医認定を持っていらっしゃるのかということと、博士号等を持っておられるのかというのが、もしも今わからなければ委員会の方で構わないので、ご回答いただければと思います。

○議長（谷口雅人） 寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 詳しくは委員会の方で、また、お知らせしたいと思います。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

8番、中野議員。

○8番（中野ゆかり） 歯科医師は、当直にもかかわるということでよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 医科と歯科は全く違いますので、歯科は当直は行いません。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8、議案第115号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案1ページ、2ページ、それと議案説明資料の1ページをごらんください。

議案第 1 1 5 号 智頭温水プールの管理に関する条例の一部改正について。

これは、指定管理期間を 3 年から 5 年と延長することにより、よりよいサービスを安定的・継続的に提供するために、指定期間の見直しを行うためです。

次のとおり、智頭温水プールの管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから日程第 9、議案第 1 1 6 号 国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案 3 ページ、4 ページをごらんください。

議案第 1 1 6 号 国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

これは、指定管理期間を 3 年から 5 年と延長することにより、よりよいサービスを安定的に提供するとともに、継続的な維持管理を行うため指定期間を見直し、国重要文化財石谷家住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから日程第10、議案第117号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） それでは、議案5ページ、6ページをごらんください。

議案第117号 智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

これは、指定管理期間を3年から5年と延長することにより、よりよいサービスを安定的に提供するとともに、継続的な維持管理を行うため、指定期間の見直しを行うため、智頭町消防団本町分団屯所の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） 従来、指定管理、これまで7つやっていて、期間が3年だったんですが、今回特にこの3つが、これまで説明した3つと共通するんですが、この3つの施設だけ5年に延長した理由というのはどこにあるんでしょうか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 議案説明資料にも記載をしているとおり、期間を延長することにより、よりよいサービスを安定的、また継続的に提供するためです。特に温水プール、石谷家住宅につきましては、3年ごとにまた新たな積算であるとか見積となれば、その分の事務作業というものが発生して、それも経費になってまいります。そういったものを期間を延長することにより省いて、年々増大する経費を少しでも抑えるためでございます。

○議長（谷口雅人） 9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） その理由はよくわかるんですが、それならばほかの指定管理も同じように期間延長すれば、今言う経費節減につながると考えたんですが、3年とこの5年に2つに振り分けた理由というのがちょっと。5年に延長するこ

とが、そういった事務経費などの負担軽減につながるのなら、もっとほかの指定管理も延ばしてもいいような感じがするんですが、そこら辺で従来どおりと、この5年間にした施設を分けた理由というのがあるんですか。

○議長（谷口雅人） 國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 今回はこの3件でございますが、その他の指定管理につきましては、私のほうではわかりませんが、指定管理の内容によってだと思います。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これから日程第11、議案第118号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） それでは、議案7ページ、8ページをごらんください。説明資料のほうは2ページです。

議案第118号 智頭町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

この条例は、智頭町農業集落排水処理施設利用加入者で、事業を営む者の加入金について規定がこれまでなされていなかったために追加し、整備するものです。また、使用料による規定も追加し、し尿処理槽の処理対象人数算定基準を更新するものです。こういったことから、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから日程第12、議案第119号 智頭町下水道条例の一部改正について

を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案9ページ、10ページをごらんください。議案説明資料は3ページです。

議案第119号 智頭町下水道条例の一部改正について。

この条例は、下水道新規加入者で事業を営む者の加入金について、規定が示されていなかったため追加し、整備するものです。また、し尿浄化槽の処理対象人数算定基準を更新するもので、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、岸本議員。

○9番（岸本眞一郎） この条例改定によって、具体的に使用料とか加入金がふえるのか、減るのか、そこら辺はどのようになるのでしょうか。

○議長（谷口雅人） 江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 金額については変わりません。これまでは、分担金条例のほうで定めていたんですけども、施設の整備も終わっておりますので、今度は分担金のほうの条例ではなくて加入金ということで、新たに制定をさせてもらったものです。

以上です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから日程第13、議案第120号 八頭環境施設組合の解散についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案12ページをごらんください。また、説明資料のほうは3ページです。

議案第120号 八頭環境施設組合の解散について。

これは、平成21年に締結されましたクリーンセンター八頭の、廃止に係る終結書の環境保全対策等の事項が適正に履行されたことが確認され、ことし9月、鳥取市及び八頭町の関係7集落から解散の同意をいただいているところです。平成30年1月31日をもって、八頭環境施設組合を解散することに係る協議について、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから日程第14、議案第121号 八頭環境施設組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

江口税務住民課長。

○税務住民課長（江口礼子） 議案14ページをごらんください。議案説明資料のほうは4ページです。

議案第121号 八頭環境施設組合の解散に伴う財産処分について。

先ほども説明しましたが、八頭環境施設組合の解散に伴いまして、組合が所有する土地・財産を鳥取市に帰属させることに係る協議について、地方自治法第290条の規定により、議決を求めるものです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから日程第15、議案第122号 八頭郡就学指導推進協議会規約の変更についてを議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

國岡教育課長。

○教育課長（國岡厚志） 議案16ページ、17ページをごらんください。

議案第122号 八頭郡就学指導推進協議会規約の変更について。

これは、学校教育法施行令の一部改正により、就学指導から就学支援へ変更されたことに伴い、所要の変更を行うため、八頭郡就学指導推進協議会規約を変更することについて、地方自治法第252号の6において、準用する同法第252条第3項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第16．陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第16、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、12月12日から12月14日までの3日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、12月12日から12月14日までの3日間を休会とすることに決定しました。

来る12月11日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託議案の審査をお願いします。

また、12月15日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成29年12月8日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 安 道 泰 治

智頭町議会議員 國 本 誠 一